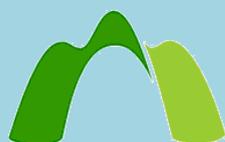




亀山市生涯学習計画

～豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流～



平成29年3月
亀山市

はじめに

亀山市は、「教育のまち」として「学び」を大切にする伝統が培われてきました。学校での学びは勿論のこと、自己の教養を高め研さんする一人ひとりの学びも、公民館や図書館などの場を中心に積み重ねてきた実績があります。

一人ひとりの学びは、学習者の自尊感情を高め、豊かな人間形成につながるものです。同時に、その学びから、豊かな地域社会を築くためのきっかけづくりにつながることも期待できます。学びが、地域に力を与え、個々の生きがいにつながり、学ぶことによって誰もが幸せを実感できる社会、すなわち「生涯学習社会」の醸成に寄与するものと考えます。

ただ、この「生涯学習社会」の実現には、自ら学んだことを社会に生かし、社会に生かす中でさらなる学びにつながる、学びの循環を進める長い道のりが必要です。また、学びの循環は、次の世代を見越した「人づくり」でなければなりません。

折しも、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、本市でも、市長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置されました。この総合教育会議において、豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く学びを大切にした「学びあふれる教育のまち かめやま」を基本理念とする「亀山市教育大綱」が策定されました。

今回策定した新たな「亀山市生涯学習計画」は、「亀山市学校教育ビジョン」とともに、この教育大綱の基本理念を実現する方策として定めたものです。子どもから大人まで生涯にわたって学び続け、さまざまな場で行われる学びと交流を通じて「ふるさと亀山」を愛し、地域の中で活躍できる人材が育まれることを願っています。そのためにも、今後とも関係者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、策定に際しご理解ご指導をいただきました三重短期大学東福寺一郎学長、滋賀大学横山幸司教授や亀山市生涯学習推進会議の各委員の方々をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様方に、厚くお礼申し上げます。

目次

はじめに

第1章 生涯学習計画策定にあたって

1. 生涯学習とは	2
2. 亀山市生涯学習計画策定の趣旨	3
3. これまでの生涯学習の成果と課題	7

第2章 生涯学習計画の体系

1. 基本理念と基本目標	16
2. 生涯学習計画のめざす姿とその施策	18
めざす姿1 まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く「学び」	19
めざす姿2 子育てを楽しみ、子育てを支える「学び」	21
めざす姿3 地域に根差した人材を育む「学び」	24
めざす姿4 地域を愛し、亀山を誇れる「学び」	26
めざす姿5 自らを高め、ともに高めあう「学び」	28

第3章 生涯学習計画の推進に向けて

1. 推進体制	32
2. 県及び生涯学習機関との連携強化	32
3. 計画的な展開	32
4. 評価指標	33

資料編

【資料1】策定経過	40
【資料2】亀山市生涯学習推進会議要綱	42
【資料3】亀山市生涯学習推進会議委員名簿	44
【資料4】亀山市生涯学習推進会議検討部会部員名簿	45
【資料5】亀山市社会教育委員会名簿	46
【資料6】用語の説明	47
【資料7】『亀山っ子』市民宣言	51

第1章 生涯学習計画策定にあたって

1. 生涯学習とは

「生涯学習」とは、家庭・学校・社会生活などを通じて、人生の各段階の生涯にわたって、必要に応じて継続的に行われる学習をいいます。さらに、その学習を通じて、一人ひとりが自己の人格をみがき、豊かな人生を送るための幅広い概念をもつ学習活動のことです。このために、年齢や立場に応じて「いつでも、どこでも、だれでも」が学べるとともに、その「学び」の成果によりだれもが地域社会において活躍することができる社会（生涯学習社会）をつくることが求められています。

また、その「学び」を起点とするさまざまな地域活動を通じて、市民が交流し、ふれあいを深めることによって、人と人の輪が広がります。このような広がりが、個々の自主的な活動となり、一人ひとりが必要とされ尊重される社会につながり、「人とまちが共に輝く」地域づくりの実現にもつながっていきます。

2. 亀山市生涯学習計画策定の趣旨

(1) 亀山市の生涯学習の現状

本市域では、昭和 26 年に旧亀山町立図書館内に公民館が設置されたことを皮切りに、中央公民館を拠点として各種教室や講座を順次開講してきました。一方、旧関町域においては、昭和 30 年に関小学校内に関町公民館を設置し、各種講座などが継続的に行われていました。

旧亀山市では、平成元年に、「生涯教育推進会議」（翌年「生涯学習推進会議」に名称変更）が発足しました。さらに、平成 4 年度に市の生涯学習関連事業が文部省「生涯学習モデル市町村事業」（平成 4～6 年度）に指定され、亀山市における生涯学習のあり方についての検討を行うとともに、平成 5 年度から公民館講座やサークル活動などの活動成果を発表する場として「生涯学習フェスティバル」*が開催されることとなりました。また、この年度から生涯学習情報紙「せせらぎ」が年 1 回発行され各戸配布されるようになりました。（平成 23 年度に廃刊）

平成 6 年度には、「生涯学習に関する市民意識調査」が初めて実施され、この結果に基づいて、翌年に社会教育委員会から「公民館とコミュニティのあり方について」が提言されました。この提言は、各地区コミュニティの設立にともない、これまでの「地区公民館」における生涯学習活動をコミュニティに移行するに当たって、次の 3 点に整理を行ったものです。

- 1、各コミュニティで均等に学ぶ機会を保障する。
- 2、コミュニティにおいて中央公民館事業や出前講座を実施する。
- 3、中央公民館に生涯学習推進員を配置する。

この提言をうけて、平成 8 年度から新たな中央公民館として活動を開始することとなり、平成 11 年には中央公民館が優良公民館として文部大臣表彰を受けています。

さらに、平成 8 年に策定された「自ら求め、ともに学びあって広げるふれあいのネットワーク」（亀山市生涯学習基本構想）に基づいて、平成 16 年に策定された「亀山市生涯学習基本計画」では、生涯学習の基盤整備に向けての体系と事業の方向性を明らかにしました。

平成 17 年 1 月の新市誕生に際して、「生涯学習基本構想」は新たに策定し、公民館事業は亀山市の例により新市に引き継ぐものとなり、平成 17 年度に「亀山市生涯学習計画」が策定され、亀山市における生涯学習の基本体系として現在に至っています。

この「亀山市生涯学習計画」の計画期間は、平成 18 年度からの 10 年間としていますが、平成 23 年度に改定を行いました。改定された「亀山市生涯学習計画」では、「かめやま文化年事業^{*}」や「『亀山っ子』市民宣言^{*}」などの施策が加えられています。

現在、これら施策体系の中で、だれもが学べる環境づくりに努めています。さらに、さまざまな知識や技能を有する地域の人材を「亀山市生涯学習人材バンク」に登録して、市民が活躍できる場の提供にも取り組んできました。

また、平成 20 年度に亀山市社会教育委員会議から提言された、「親の教育の新たなメニュー」に基づいて、「家庭教育出前講座」や啓発リーフレットの配布などの「親の学び」の展開を進めています。

平成 26 年に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、新教育委員会制度^{*}のもとで開催された総合教育会議^{*}において、平成 29 年 3 月に、「亀山市教育大綱」^{*}が制定され、「亀山市生涯学習計画」は、「亀山市学校教育ビジョン」とあわせて、亀山市教育大綱の実践計画であるとともに、亀山市における教育振興のための施策に関する基本計画に位置付けるものとなりました。

（２）生涯学習を取り巻く社会状況の推移

生涯学習の考え方は、昭和 40 年のユネスコの成人教育に関する会議において、人生の諸段階、生活の諸領域における教育・学習のすべてを含む総合的・統一的な概念である「生涯教育」が提唱されて以来、世界的に注目されるようになりました。昭和 60 年には人々の学ぶ権利をうたったユネスコの学習権宣言が採択されました。

わが国では、昭和 59 年から昭和 62 年にかけての臨時教育審議会の答申で、「生涯学習」の考え方とともに、「学び」の成果が社会に生かされる「生涯学習社会の実現」に向けての方向性が示されることとなりました。これを受けて、平成 2 年には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（生涯学習振興法）が制定されました。

また、平成 18 年の教育基本法の改定では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（第 3 条）」と、生涯学習の理念が明確に示されました。

平成 20 年の中央教育審議会からの答申では、学校・家庭・地域が連携して社会全体の教育力の向上をさせる「知の循環型社会」を構築することをその方向性として、「学び」の目的をこれからの社会を「生き抜く力」を習得する人間形成であるものとし、「社会教育行政」とは、生涯学習の理念を実現させるためにあらゆる領域での「学び」を総合的に推進するものであると定義しました。

平成 23 年 3 月の東日本大震災は、「社会がめざすもの」に対する価値観の急激な変移をもたらすこととなりました。平成 25 年に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画では、「生きぬく力」に視点を当て、自立・協働・創造を軸とした「生涯学習社会の実現」を大きく打ち出しています。この中では、生涯学習がさまざまな地域課題解決と地域創生の重要な方策と位置付けられています。また、平成 27 年に教育再生実行会議の提言（第六次提言）においては、「学び」の成果の社会還元と、多様性を尊重し、「ワーク・ライフ・スタディ・バランス（Work Life Study Balance）」*を定着させ、さまざまな人材が地域社会に参画して「地域創生」を進める施策が求められています。

また、この提言を受けて、平成 28 年 5 月の中央教育審議会答申では、生涯学習に関して、学び、活動し、そこから新たな学びを循環する、「学びの成果」による地域課題解決を軸とした施策の方向性が示されました。

三重県においては、平成 13 年策定の「三重県生涯学習振興基本計画」等の成果を踏まえた「第 2 次三重県生涯学習振興基本計画」が平成 20 年度に策定されました。

平成 23 年に策定された「第 3 次三重県生涯学習振興基本計画」では、学びの場の環境整備、学びの交流による人材育成、学びの成果による地域づくりなどの諸施策が進められ、平成 26 年には新たな生涯学習拠点として新三重県立博物館（MieMu）が開館しました。また、「多様な学びと文化による絆づくり」を重点プロジェクトとして、新三重県立博物館における交流事業等の展開が図られています。

この「第 3 次三重県生涯学習振興基本計画」を踏まえて、平成 28 年 3 月に策定された、三重県教育施策大綱には、「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実、「絆」をキーワードとした人びとのつながりや支え合い、「三重ならではの」教育活動の推進、社会的課題をふまえた教育の充実、社会関係資本を生み出す教育・学習活動が掲げられています。

亀山市においても、国・県の教育関係施策の推移や、「放課後子ども総合プラン」*の展開、土曜授業の実施、コミュニティ・スクール*の推進など地域社会と学校教育との密接な連携、さらには「亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」*に関連した地域人材の育成といった、生涯学習を取り巻くさまざまな社会情勢の変化に対応が求められています。

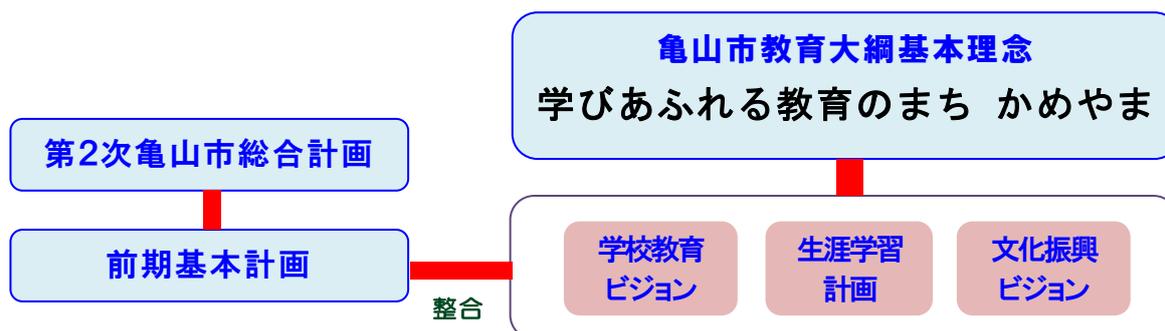
今回策定する新たな生涯学習計画は、これまでの亀山市の生涯学習関連施策の成果や課題をもとに整理し、基本理念や目標など引き継ぐべきものは継続し、新たに必要となる取り組みを加えて今後の方向性を示しました。これによって、「亀山市生涯学習計画」を、長期的な生涯学習の振興を図るため、生涯学習の推進に関わる総合的かつ体系的な指針として、「生涯学習関連施策の基本的な考え方」と「今後取り組むべき事業の方向性」を明らかにした亀山市の教育行政計画のひとつとするものです。また、「亀山市生涯学習計画」の実効的な推進によって、「学び」を軸として市全体で推進される、地域創生のしくみづくりに結びつくことを期待するものです。

(3) 生涯学習計画の位置付け・期間・対象

本計画は、亀山市学校教育ビジョンとあわせて教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置づけ、平成29年度から平成33年度までの5年間に計画の期間とします。ただし、計画の実施に当たっては、他の政策分野の計画との連携、調整を図るとともに、社会経済情勢の変化や新たな課題に柔軟に対応するため、期間内であっても必要が生じた場合は見直しを行うものとします。

また、本計画は、学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守りなどの地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものです。このため、本計画では年齢を問わないすべての市民が計画の対象者となります。

生涯学習計画と教育大綱・関連計画との関係図



3. これまでの生涯学習の成果と課題

今回の生涯学習計画の策定にあたって、平成 23 年度改定の「亀山市生涯学習計画」（以下「前計画」という。）を中心とした、これまでの生涯学習の取り組みの成果とその中から見出された課題を整理します。

（1）亀山市の生涯学習の成果

【多様な学びへの参加】

前述の通り、亀山市は早くから生涯学習（社会教育）の充実を図ってきた経緯があり、サークル活動も含めた学びの展開が進められてきました。特に、平成 8 年の社会教育委員会提言を受けて確立された、中央公民館講座と地区コミュニティセンターにおいて行われる出前教室による多様な学びは、さまざまな学びを効率的かつすべての地域で均質となるように講座の設定を行うことができる、県下でも例を見ない体制として市内外から高い評価を受けています。この取り組みが開始されて 20 年が経過し、市が行政出前講座も含め、数多くの市民が市の主催する学びに参加する意識の定着が図られているとみなすことができます。これは、平成 23 年度策定の生涯学習計画において設定した目標数値の一つである、「公民館講座・行政出前講座の年間受講者数」が、計画初年度において達成され、その後も増加傾向にあることから、その意識定着が進んでいることがうかがえます。

平成 23 年度生涯学習計画 目標項目	現状値 (平成 22 年度末時点)	目標値 (平成 28 年度末時点)		
公民館講座・行政出前講座の 年間受講者数	19,773 人	21,750 人		
	年度ごとの成果実績			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	22,503 人	21,177 人	24,617 人	25,320 人

公民館講座・行政出前講座の年間受講者数（平成 23 年度生涯学習計画における目標数値）

【地域の資産を生かした学びの展開】

旧亀山市・旧関町は、東海道が東西に横断し、城下町・宿場町を核とする歴史的特性を生かした学びが早くから取り組まれてきた経緯があります。平成 17 年の新市誕生後は、古代から近現代に至る多種多様な歴史文化が一体的につながりを持つこととなり、その学びがより広く展開する可能性を持つこととなりました。特に、これら歴

史文化を生かして守る施策体系として平成 18 年度に策定された「亀山市東海道歴史文化回廊基本計画」*によって、峯城の攻防戦やヤマトタケルなどの市域全体に所在する歴史文化をストーリー化して、まちづくりに生かす取り組みの一環として、これまであまり目を向けてこられなかった、鉄道遺産、金王道といった市内各地域の歴史文化に目を向けるきっかけを生み出すこととなりました。さらに、平成 21 年に「亀山市歴史的風致維持向上計画」*が高山市などとともに全国で初めて「歴史まちづくり法」に基づく事業認定を受けたことにより、亀山城多門櫓の復原修理や拠点施設の整備、平成 18 年に発見された鈴鹿関跡の調査進展と併せて開催された学習機会に多くの市民が参加することとなりました。

自然分野では、亀山市環境研究センターや里山公園などで進められた、自然環境に対しての学びの展開も行われてきました。このような亀山市の豊かな自然と歴史文化をテーマとした学びの積み上げが急速に進んだことによって、亀山市の豊かな自然と歴史文化は、まちの魅力であるとともに、市民が共有する誇りとなりました。また、地域まちづくり協議会が主体となって、「金王道ウォーク」や峯城跡の探訪といった、地域ごとの歴史・文化、自然環境の学びによって、まちの魅力の再発見や新たな地域文化の創出に大きな役割を果たしています。

平成 23 年度生涯学習計画 目標項目	現状値 (平成22年度末時点)		目標値 (平成28年度末時点)	
歴史文化講座の年間受講者数	1,559 人		1,800 人	
	年度ごとの成果実績			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	2,232 人	3,233 人	2,533 人	3,461 人

歴史文化講座の年間受講者数（平成 23 年度生涯学習計画における目標数値）

この状況は、歴史文化講座の年間受講者数が平成 22 年度以降、急速な伸びを示していることや、亀山城多門櫓の復原修理や鈴鹿関跡発掘調査などに関する学習機会が行われた平成 25 年度、27 年度に参加人数が増加していることから、地域の歴史文化の学びに対しての注目度が高いことがうかがえます。

【学びの成果を生かした地域社会への参画】

生涯学習には、学びの成果を地域社会の中で役立てることが、求められる視点としてあげられます。この視点は、平成 18 年の「教育基本法」の改定時に、生涯学習の定義の中に盛り込まれており、近年、特に重要視されているものです。

この取り組みは、学びそのものではなく、学びによって生じた地域社会の変化に成

果を見出すことができます。例えば、先述のように、地域まちづくり協議会が主体となった、「金王道ウォーク」や「峯城跡探訪」といった、地域ごとの歴史文化、自然環境の学びの実施は、学びの成果によって生じた地域の変化と位置付けることができます。このほかにも、「生涯学習人材バンク」のように、自らの学びの成果によって「学び手」から「学びの提供者」として、幼稚園や保育所をはじめ様ざまな地域での学びの場に活躍の場を広げてきました。

このような素地の中で、国の施策である「放課後子ども総合プラン」※（平成 27 年度までは「放課後子どもプラン」）によって、平成 21 年度から進められた「放課後子ども教室」※の開催にあたっては、すべての小学校区で地域人材によって実施される展開を見せることとなりました。この動きは、平成 20 年に策定された『『亀山っ子』市民宣言』を挙げるまでもなく、亀山市が「教育のまち」として、「地域の子どもは地域で育む」という概念が定着していることも大きく影響しています。具体的には、「放課後子ども教室」に、さまざまな体験学習の提供や学習時の見守りなどで地域の子どものために活躍する、コーディネーターや学習アドバイザー、安全管理員といったボランティアとして参画することが、学びの成果により育成された地域人材が活躍する事例として挙げるすることができます。

平成 23 年度生涯学習計画 目標項目	現状値 (平成22年度末時点)	目標値 (平成28年度末時点)			
放課後子ども教室の ボランティア人数	6,158 人	9,600 人			
	年度ごとの成果実績				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
	7,078 人	8,995 人	10,014 人	10,176 人	

放課後子ども教室のボランティア人数（平成 23 年度生涯学習計画における目標数値）

実際に、「放課後子ども教室」へのボランティア参加者数は年々増加しており、「放課後子ども教室」の地域社会への浸透とともに、地域社会に自ら行ってきた学びの蓄積を生かす意識が定着してきたものとみることができます。

【家庭教育の展開】

亀山市の家庭教育は、昭和後期の公民館事業における「婦人学級」からの長い歴史があります。これは、亀山市の「家庭教育」に対する概念が、戦前の「良妻賢母」に求められた子どもの養育から、終戦後の青少年健全育成としての家庭教育、さらには 1970 年代以降の生涯学習としての家庭教育へ推移してゆく中で、社会教育に付帯し

て展開してきた経緯があります。このため、公民館講座で昭和 58 年度以前から行っている「家庭教育学級」、平成 11 年度からの「子どもの成長・親の成長」、平成 19 年度からの「子育ての宝箱」と継続的に開催されてきました。

このような中で、平成 20 年に亀山市社会教育委員会から、「親の教育の新たなメニュー～子どもの健やかな成長を願って～」が提言され、亀山市における家庭教育についての方向性が初めて示されています。また、この提言の具現化のために平成 24 年（2012）には「子育て生活に関するアンケート」を実施し、その結果から次のような課題が抽出されました。

- （１）家庭教育に対する行政の支援の方向性やメニューを明らかにし、保護者の関心と子育てへの自信を高めていく必要がある。
- （２）保護者自身の規範性を高める必要がある。
- （３）子育て中の不安やストレスを解消する方策が必要である。
- （４）子どもの読書習慣の確立を図る必要がある。
- （５）基本的な生活習慣の確立の重要性を発信する必要がある。

これらの課題に対する施策として、「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣の確立、子どもの読書の推進を基軸にして、啓発リーフレットの作成配布、ニーズに応じた講演会の開催といった事業を、平成 25 年度から「子育て学習展開事業」として開始しました。

その推進にあたっては、保育所・幼稚園を単位とする細やかな展開に留意し、保育所・幼稚園の参観日などの機会にあわせて、さまざまなテーマでの家庭教育出前講座を開催しているほか、リーフレットの作成配布、地域の子育てをテーマとした公民館講座を行っています。これらの事業展開は、平成 25・26 年度に国の「公民館等を中心とした社会教育活性化プログラム」として事業採択を受けて事業展開を図ってきました。また、平成 26 年度には初めての試みとして、これまで公民館講座の学びの成果発表の場であった生涯学習フェスティバルに家庭教育への参画を促す構成を加えた「パパママフェスタ」を実施しました。「パパママフェスタ」には 1,200 名もの参加を得て、子育てに関しての交流の場の必要性とともに、家庭教育に対する関心の高さがうかがえます。

亀山市における家庭教育の展開は、行政・教育・地域・家庭それぞれが「これまで行ってきた家庭教育の領域」から一歩ずつ踏み込んで、現場に即して展開を図る考え方（アウトリーチ）に基づくもので、全国でも先進的な取り組みとして評価されています。

（２）亀山市の生涯学習の課題

平成 23 年度策定の生涯学習計画において設定された、基本目標における目標数値が、計画期間中に達成できていることにみられるように、これまでの亀山市の生涯学習の取り組みは、大きな成果をあげたと見ることができます。従って、新たな計画の策定にあたっては、この成果実績と課題を踏まえて展開を図るものとします。

現段階で、亀山市の生涯学習計画の課題として、次の 5 点が挙げられます。

課題 1 学びの起点となる地域の魅力・地域の課題の共有

市民の一人ひとりが学びをはじめるときかけは、人それぞれによって違います。一方で、亀山市の地域住民であるという共通点から、誰もがよりよい地域社会の実現を願っています。この願いを実現するためには、「亀山市とはどんなまちであるのか」、「その魅力は何か」、それぞれの地域が、「今どのような課題を抱えているのか」を市民が学び、共有していることが必要です。

同時に、地域の課題解決のために市民が「まちの魅力と課題を共有する学びのしくみづくり」が必要です。

課題 2 家庭と地域の教育力を高める学び

次世代の亀山市を担う子どもは、わたしたちのまちの宝です。すべての子どもたちが健やかに育まれることは、このまちの願いでもあります。また、『『亀山っ子』市民宣言』は、その具現化のための行動によって大人も人間として成長し、さらなる地域社会への貢献につながるものとして策定されました。市民宣言は、全市を挙げて取り組む青少年育成のあり方として、県下に例を見ない亀山市の大きな財産でもあります。

一方で、子どもたちをとりまくさまざまな社会環境は、高度に発達した情報化などに起因する、人間関係の希薄化、いじめ問題の発生、自分を大切にできる心が持てない子どもの増加など、ますます複雑かつ多様化・深層化しています。その中で、家庭も含めた子どもたちの「居場所づくり」が求められ、家族・地域の「絆」によって地域全体で子どもたちを育む環境づくりのための「学び」が必要です。

また、『『亀山っ子』市民宣言』は、「学び」の成果が社会へ還元されることに直結し、一人ひとりの実践活動が、家庭・地域の教育力に直結すると考えることができますので、亀山市における「生涯学習社会実現」の方策としての位置付け、行政・学校・家庭・地域それぞれが家庭・地域の教育における役割と責任を持ち、相互に連携協力により、重層的な取り組みを進める必要があります。

これまで亀山市の家庭教育は生涯学習とは別個に展開してきたきらいもありましたが、生涯における発達に即した「学び」や、「ワーク・ライフ・スタディ・バランス」

の視点、子育てにおける男女平等参画の視点からも、家庭教育は生涯学習の一端に関わるものとして、一体的に展開すべきと考えます。

課題3 地域人材を育む学びのしくみづくり

これまでの生涯学習においても、学びの成果を生かし、地域社会のために活躍できる人材の育成は進められ、亀山市においてもその成果が蓄積されています。しかしながら、近年の生涯学習の概念では、「学びの成果の地域還元」をより広く解釈し、一人ひとりが学びの成果によって地域社会に活躍することで地域創生が進められることが求められています。

この視点では、亀山の魅力の発見や地域課題を共有する「学び」を起点として、さまざまな学びを高めていった人材が、地域の課題解決や地域活性化のための役割を担うこととなります。地域人材の活躍によって、さまざまな事業や団体などの取り組みがつながり、地域全体が大きな社会関係資本となるような、生涯学習の成果が地域創生に結びついていく、総合的な学びのしくみづくりが必要です。

学びの成果が地域社会に貢献できるしくみづくりは、同時に、さらなる学びを高めてゆく循環を生み出します。就学前・学校教育から生涯学習も含め、これまで市のさまざまな部局において積み重ねてきた「地域の人材育成」の継続を前提に、「地域の学び」を軸に全市的に一元化し、「継続する学びによる人材育成」のしくみを構築して継続展開をめざす必要があります。

課題4 地域愛を醸成する学びの展開

地域のさまざまな課題に取り組むための学びを進める原動力は、一人ひとりが地域を愛し、地域を誇りに思うことにほかありません。

また、地域に対する愛着心を育むためには、歴史・文化や自然などのまちの魅力を共有するとともに、誰もが心身ともに健康に生活することができる都市環境を創出するための方策を共有することが重要です。

また、次世代を担う子どもたちに、地域を愛し、地域を誇りに思う心を育む学びのために、学校だけではなく、地域の人々が学びの成果を生かして積極的に地域学習に参画することが求められています。

課題5 「教育のまち」を創出する学び

最近の生涯学習の考え方では、一人ひとりの学びの成果が地域社会に生かされ、誰もが社会で活躍できることが「生涯学習社会の実現」と考えられています。

この理念は、誰もがその生涯にわたって学び続ける自己研さんの結果として、はじめて達成されます。同時に、学びは、地域社会の課題解決といった実践行動に移され、その実践行動が、新たな学びへ結び付く「学びの循環」を生み出します。この「学びの循環」は、一人ひとりのさらなる人間成長を促し、その個々の集合体としての地域総体の高まりにつながります。

「学びにあふれる教育のまち亀山」と、誰もが意識できる地域環境をつくりあげるためには、一人ひとりが、読書活動の展開など年齢に応じた多様な学びによって自らを高め、その成果を、地域を高めるために生かしていく、地域全体で展開する学びに対する意識の共有とその実践活動が必要です。

第2章 亀山市生涯学習計画の体系

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

第2次亀山市総合計画のめざす都市像や、亀山市教育大綱の基本理念の達成と、長期的かつ基本的な構想として、平成18年度策定の「亀山市生涯学習計画」に定めた基本理念を尊重し、私たちがめざす「生涯学習社会」を実現するために、次の基本理念とその具現化のための基本目標を掲げます。

基本理念

『豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流』

この生涯学習計画の基本となる考え方については、平成18年度を初年度とし、平成23年度に改定した「亀山市生涯学習計画」を引き継いでいます。ただし、「生涯学習社会」の概念は、社会情勢によって変化しているため、実勢に即して修正し、特に、「生涯学習社会」の実現に向けては、次の2点について重要視しています。

自ら求めて学び、ともに高める

本市における生涯学習は、一人の人間の生涯において年齢やその成長の過程に即して学び続けることを根本としています。また、個々の「学び」の成果を地域づくりに生かし、その実践を通してそれぞれが「個」を高め、結果として個の集合体としてのまち全体の「地域力」を高めていける循環する学びをめざします。

「学び」を通してまちの魅力をみがき高める

本市がめざす発展の方向は「豊かな自然と歴史文化」を大切にした上で、地域住民の自主性を尊重する市民参画型のまちづくりです。これは、市民の「学び」を通してまちの魅力が共有され、その魅力を磨く取り組みによって地域社会でいきいきと活躍できる人材の育みを進めることをめざしています。

また、学びにより育成された人材をつなぎ役として、市民間や他地域の人たちとの交流が深まり、そこから新たな「学び」とまちの魅力を創出していきます。

なお、生涯学習計画において「亀山」、「地域」、「まち」が指し示す範囲は、「亀山」

は、行政区画である「亀山市」を指します。「地域」については、例えば亀山市内の地域まちづくり協議会を単位とする「地区」的なまとまりを指します。「まち」は、エリア、地図エリアだけではなく、さまざまな人の活動や団体などを含めた総合的な地域概念で、基本は亀山市域全体を示すものですが、小学校区など、「地域」のまとまりの単位を表わす場合もあります。

(2) 基本目標

基本理念である『豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流』をもとに、具体的な施策・事業を推進し、それを形あるものとするために、次の基本目標を設けます。

基本目標

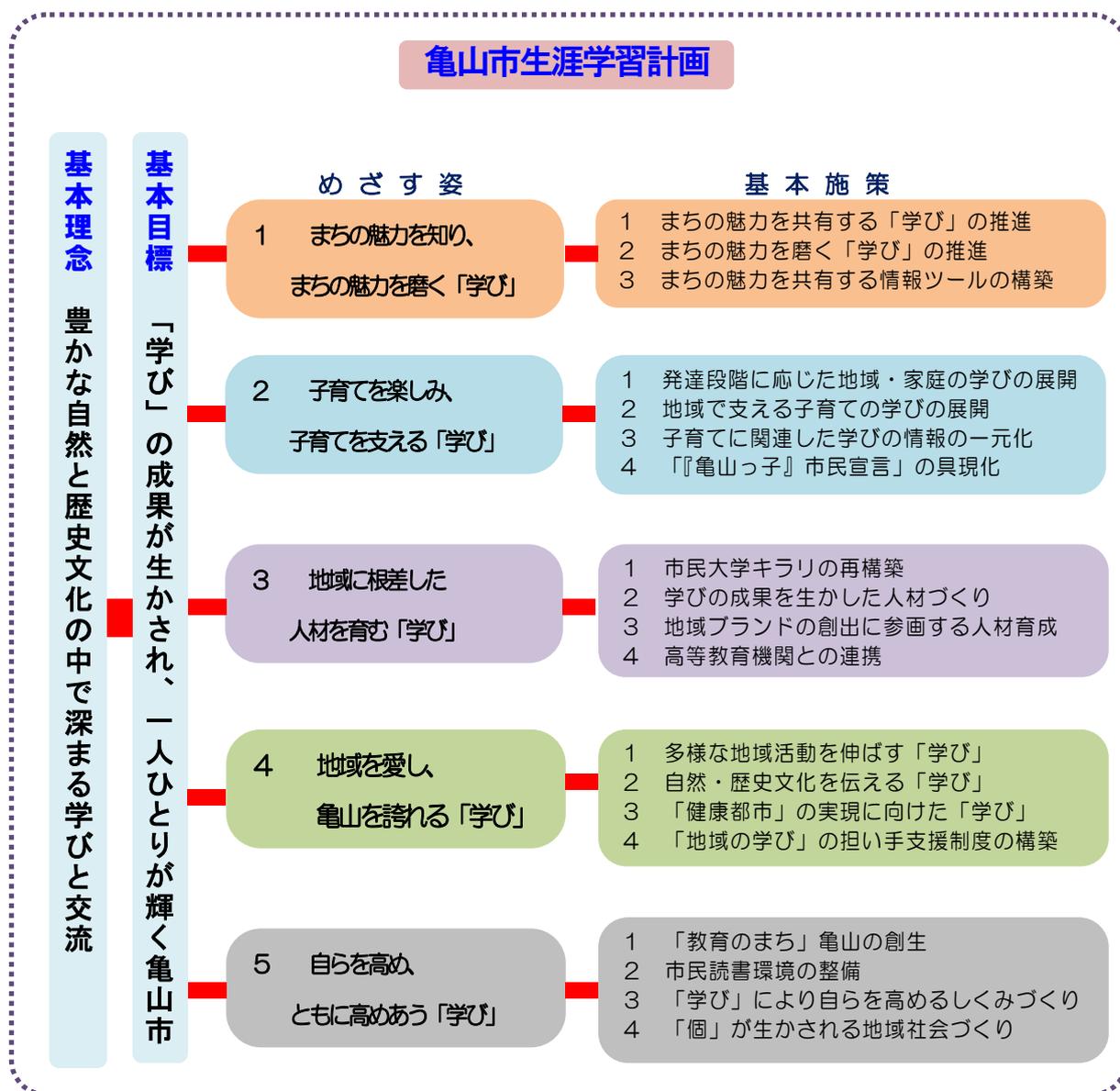
『学び』の成果が活かされ、一人ひとりが輝く亀山市

平成 23 年度改定の「亀山市生涯学習計画」では、基本目標を 5 つ設定していましたが、めざすものをより明らかにするために基本目標はひとつとし、「亀山市教育大綱」や「第 2 次亀山市総合計画」などの上位理念との関係性を明らかにするとともに、基本目標を達成するため、次項に示す 5 つの「めざす姿」と「基本施策」を推進していきます。

2. 生涯学習計画のめざす姿とその施策

生涯学習計画の体系は、基本理念と基本目標、これを具現化するにあたっての5つのめざす姿によって構成されます。また、めざす姿にはそれぞれに基本施策を設定し、さらに基本施策ごとに具体的な施策が付帯します。

生涯学習計画体系図



めざす姿 1 まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く「学び」

施策の方向

まちの魅力発見とその魅力や課題共有を進め、市の内外に発信する情報ツールの整備を進めるとともに、情報ツールを活用したさまざまなまちの魅力を掘り起こしと学びの充実を図ります。

基本施策

1. まちの魅力を共有する「学び」の推進

- ◆ 亀山の歴史や伝統を継承し、市民一人ひとりが郷土愛をもてるよう、歴史文化を素材とした学習機会を提供するために、中央公民館における地域の歴史文化をテーマとした講座開催や「東海道歴史文化回廊」保存整備計画に基づくパンフレット類の作成などの学びの提供を進めます。
- ◆ これまでに調査・記録した資料も含め、IT市史*を積極的に活用した亀山市の歴史文化の学びを推進するために、IT市史データや調査研究成果を生かした郷土の歴史を学ぶ講座等の開催を進めます。
- ◆ 地域ごとの魅力再発見の学びを進める学びによって、地域に根付く歴史・風土や自然環境、景観などの魅力ある資源にちなんだ各種事業を展開するとともに、広く市内外に情報発信を進めます。
- ◆ 亀山市と他市を比べ、亀山市の魅力の再発見を行うために、「伊賀・甲賀・亀山広域連携会議」など他地域との交流事業を積極的に活用し、他市との交流事業を亀山市の歴史・文化・自然などの特性や価値評価の機会ととらえ、相互理解を深める取り組みを推進します。
- ◆ 若者世代による関宿まちなみなどの魅力を市内外に発信する主体となる人材を育成するために、フォトメッセージワークショップなどによって地域の魅力を学んで共有する講座を継続して開催し、市域の魅力を発信する人材育成を進めます。

2. まちの魅力を磨く「学び」の展開

- ◆ 地域まちづくり協議会や地域の起業者など、地域活動の主体者による、地域の文化・自然・地域の取り組みといった地域の魅力を素材とした講座や学習会の開催に対して、生涯学習推進員によるコーディネートなどの支援に取り組みます。

◆亀山の地域に根差した文化芸術活動を学びの成果として地域文化を生かしたまちづくりにつなげるために、市民文化祭や市美術展など、学びの発表の場を継続的に提供するとともに新たに創造される地域に根ざした市民の文化芸術活動を推進します。

◆学びの成果を地域の資源を生かしたまちづくりにつなげていくために、市民や地域団体との協働により、茶文化や星空などの地域資源を生かした学びの機会の提供を図ります。

3. まちの魅力を共有する情報ツールの構築

◆生涯学習に関する情報の一元化を進めることで、学びに参画する機会の提供を増加させるために、市民、地域、企業、行政、教育機関、近隣市町との学びのネットワークを構築するとともに、それぞれの生涯学習活動情報を一元化して発信します。

◆市内外に発信されるまちの魅力を共有し「学び」の基礎ツールとして、まちの魅力を共有するシティプロモーション※HPを活用し、魅力を地域の「学び」の起点として地域学習の展開へつなげます。

◆まちの魅力を共有し、学ぶ基礎ツールとしてまちの魅力をイメージ化するために、まちの魅力が集約された、シティガイドブック※を作成し、まちの魅力を学ぶ基礎ツールとして活用します。

めざす姿 2 子育てを楽しむ、子育てを支える「学び」

施策の方向

『「亀山っ子」市民宣言』の具現化に取り組むことにより、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭・地域における子どもの育みのための学びを一体的に展開します。また、子どもの育みのための学びにかかる情報集約と提供を進めます。

基本施策

1. 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開

- ◆子どもの基本的生活習慣の確立や自己肯定感向上を基軸とした、家庭教育の重要性や考え方の共有を図るために、保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校それぞれで家庭教育出前講座などによる親の学びの展開を進めます。
- ◆食育に関しての親の関心度を高めることで、子どもたちの規則正しい食習慣の確立を図るために、公民館講座や家庭教育出前講座などの機会や啓発物を利用して、食育をテーマにした学びの実践を進めます。
- ◆親や祖父母世代に向けた家庭教育の機会を提供し、子育てにかかる学びへの参加を進めるために、「子育ての宝箱」※など、保育所・幼稚園・小学校や中央公民館における親、祖父母世代を対象とした子育て支援や家庭教育のスタートアップ学習プログラムの実践を進めます。
- ◆各地域に親子で参加できる交流の場の創設を進め、地域ごとの子育ての学びを推進するために、地域まちづくり協議会などを単位として、地域サークルなど地域と子育て世代の交流機会の創出に努めます。
- ◆児童生徒の基本的生活習慣の確立と自己肯定感の向上を図るために、保育所・幼稚園・認定子ども園・小中学校の各発達段階に即した、連続性・一貫性のある保幼小中共通プログラム※の確立と持続的実践に取り組みます。
- ◆次世代の親となる高校生・中学生に向けて幼児の接し方、育児についての基礎的な知識を習得させるために、中・高校生と乳幼児とその保護者の交流、保育所・幼稚園における体験学習などの機会を提供するなどの多面的な学びに取り組みます。

2. 地域で支える子育ての学びの展開

- ◆ 地域団体の子育て支援活動への理解と実践を展開し、地域総体で子育てを支える環境づくりのために、地域における親子サークルや子育てサークル、子育てイベントの機会などを通じて、婦人会などによる地域の伝統的な食文化の継承や身近なものを使っての手遊びなどを、子育て世代に広げていくように働きかけます。
- ◆ 地域のさまざまな世代と子育て世代との交流を進めるために、公民館講座や家庭教育出前講座の受講生が、継続的に子育て学習をサークル活動として展開するための講師との仲介や地域で活動する子育てサークルへの紹介などの支援を進めます。
- ◆ 地域の教育力で子どもたちを育む場として、放課後子ども教室の持続的展開を図るために、放課後子ども教室の実践を通じて実施主体の運営体制強化を進めます。
- ◆ 地域文化に対する愛着心を育むため、地域の伝統行事や食文化などを、放課後子ども教室などの体験活動を通して、地域伝統の担い手として子どもが参画できる取り組みを推進する伝統文化の担い手の育成を図ります。

3. 子育てに関連した学びの情報の一元化

- ◆ 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や自己肯定感向上のために、家庭教育啓発刊行物の情報提供の一元化や、教育委員会・健康福祉部や国・県による家庭教育啓発物に関するリンクを市HPに集約など、家庭教育に関する情報を得やすい環境整備を進めます。
- ◆ 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や自己肯定感向上のために、子育てサークルやイベント、講座など子育て・家庭教育に関する多様な情報を一元的にHPに集約して発信を進めます。
- ◆ 子育て世代自らが情報発信などで活躍できるしくみづくりのために、子育て世代を対象として「親の力」の学習プログラムのファシリテータ（推進者）や子育て支援コーディネーターの養成を行い、コーディネーターなどが自ら情報を発信できるしくみづくりを進めます。

4. 『亀山っ子』市民宣言の具現化

- ◆ 亀山の子どもたちの育みを支える環境づくりのために、青少年育成市民会議を通して市民宣言の意味と市民の役割の共有を図り、青少年育成市民会議などが実施する行事などの機会を利用した啓発活動によって、『亀山っ子』市民宣言の意義を広く市民に浸透させて、その実践につなげるように働きかけます。

◆学校・地域・家庭の連携の中で青少年の自己肯定感向上のために、『『亀山っ子』市民宣言』の主旨に基づいて、サマーキャンプや宿泊体験学習などの行事を通じて青少年リーダーの育成を進めます。

◆地域で活動する人のネットワークを構築するために、さまざまな世代が市民宣言の具現化の取り組みに参画できるような情報を発信するとともに、地域コーディネーターが活躍できるしくみづくりを進め、地域まちづくり協議会などを軸に活躍できる人材育成プログラムの実施に取り組みます。

◆成功体験を通じて子どもの自己肯定感を高めるために、家庭や地域などで子どもの発達段階に即した役割を与える取り組みについて、家庭教育出前講座、行政出前講座や啓発刊行物などの機会を利用した学習機会を提供するとともに、サマーキャンプや地域行事などによる実践を働きかけます。

めざす姿 3 地域に根差した人材を育む「学び」

施策の方向

中央公民館を起点とし、市民大学を中心とした人材育成のための学びの体系を構築し、大学や研究機関との連携を進めながら、学びの成果を実際に地域創生に生かす取り組みを進めます。

基本施策

1. 市民大学キラリの再構築

- ◆市民大学キラリ※を軸とした地域の学びを体制化していくために、まちの魅力、課題を起点とした中央公民館における学びのあり方を検討して、市民大学キラリと中央公民館それぞれの役割を明確化し、地域まちづくり協議会などによる地域の学びの連携体制の構築を図ります。
- ◆自らの学びの成果を地域社会に生かすために、市民大学キラリを軸とした地域の学びの修了生に地域アドバイザーや地域コーディネーター※などの資格を認定するなど、地域人材が行政委員や地域まちづくり協議会への参画を行うしくみづくりを図ります。
- ◆市民大学を地域人材育成のしくみとして位置付けるために、地域課題、地域の魅力を共有し、その解決や発信のために求められる学びのカリキュラムを構築し年次的な実践を進めます。
- ◆地域人材が活躍できるしくみづくりのために、市民大学での学びにより育成された人材が、地域まちづくり協議会やNPO・サークル等の地域活動を評価するしくみの構築を図ります。

2. 学びの成果を生かした人材づくり

- ◆地域を愛し地域で活躍できる人材を育成するために、市民大学を軸に地域社会におけるさまざまな課題や地域特有の課題に対応して、地域で活躍できる地域リーダーを育成する学習カリキュラムの実践を交えて実施していきます。
- ◆仕事や子育てなど人生経験を生かした地域づくりへの参画を進めるために、中央公民館や地域まちづくり協議会を中心に、仕事や子育てなど人生経験を生かした地域づくり講座を開催し、地域まちづくりへの参画を働きかけます。

- ◆これからの亀山市を担う世代が、かめやま魅力発信や地域づくりへの参画を進めるために、子育て世代を中心として、地域での日常生活における課題解決や魅力の発信に直結する学びを進め、亀山市の魅力発信や地域づくりへの参画を働きかけます。

3. 地域ブランドの創出に参画する人材育成

- ◆地域の学びの成果を地域経済の活性化に生かすため、市域で展開されるさまざまな産業活動について、地域の魅力として企業者自ら発信し、地域ブランド*創出の起点として地域における共有を進めるための学びの場の創出を働きかけます。
- ◆地域ブランドの創出に向けた人材育成を進めるために、地域ブランドの創出のマーケティングや地域社会との関係など地域ブランド創出に向け、情報発信、商品開発などのコーディネートができる人材育成プログラムの構築を、市民大学を軸に検討を進めます。
- ◆学びの成果によって地域ブランドの確立や定着を図るため、市民大学において大学などの研究機関と連携して地域ブランドの確立や定着にむけた企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）を軸としたビジネスモデル展開のための調査研究を行い、その成果に基づいて実践者の育成に向けた学習プログラム構築の検討を進めます。

4. 高等教育機関との連携

- ◆定住・起業につながる亀山の魅力の創出や、社会資本関係（Social Capital）*の再構築のために、大学や高等学校などとの連携協力によって調査研究を進め、その成果を市民大学などで活用を図ります。
- ◆地域の学びの実践にあたって、高校生の学習成果を地域に還元するため、高等学校などとの連携により、高校生の学習成果を生かして地域課題の分析や課題解決に向けての手段の検討、情報機器類のスキルアップなどのリカレント教育*の実践を進めます。
- ◆地域創生のための学びの基礎データ収集や実践手法を構築するために、高等教育機関で、地域創生や地域研究に関わる教員・学生の調査、実践研究のフィールドとなるように関係者との連携や調整などを行います。

めざす姿 4 地域を愛し、亀山を誇れる「学び」

施策の方向

次世代に向けた地域への愛着心を育むために、自然・歴史文化の次世代への継承などの地域の学びの担い手の育成のためのしくみづくりを構築します。また、亀山市がめざす健康な都市環境を創出するための多様な学びを進めます。

基本施策

1. 多様な地域活動を伸ばす「学び」

- ◆地域課題解決のための学びの展開を進めるために、3か所の地域まちづくり協議会をモデル地区として、公民館講座を軸に3か年実践するとともにその成果や手法を他の地区へ紹介して全市的な展開を図ります。
- ◆地域にとって必要な学びを自発的に進める社会環境を創出するため、地域にとって必要な学びや市民が求める学びを市民・市民団体自ら企画提案して、公民館講座や研修などとして開催するための支援を推進します。
- ◆市民大学における地域人材育成カリキュラムの成果により、地域づくり活動を起点に、地域ブランドにかかるプランニングやマーケティング、品質管理などの新しい「仕事」やさまざまな形の「雇用」を生み出す、「ソーシャル・ビジネス」※のモデルの構築と実践を働きかけます。
- ◆地域課題や地域の魅力発信など地域づくりに即した学びの主体者を育成するために、中央公民館などによる地域への一体的な学び支援のしくみの構築を図ります。

2. 自然・歴史文化を伝える「学び」

- ◆市域の自然環境や歴史や伝統を継承し、市民一人ひとりの郷土愛を育むために、学校教育や公民館講座、地域まちづくり協議会における地域の学びなどの機会を活用して、市域の自然や歴史文化を素材とした学びの提供を展開します。
- ◆次世代に地域に対する興味関心を呼び起こすために、小学生から高校生までを対象に地域に対する功績や市域の出身者で広く活躍した人物について、情報発信や講座などを通じて学ぶ機会を展開します。
- ◆子どもとその親世代が地域に対する愛着心を共有するために、夏休みなどに、親子で身近な地域の自然、史跡や社寺、景勝地・伝承地などを探訪する講座などを開催し、身近な地域の歴史文化・自然環境を体感する機会の提供を進めます。

- ◆地域の魅力を健やかな都市生活の構成要素とするために、古地図などをベースに市域の探索やテーマごとのストーリーに基づいてまち探訪するイベントの開催や情報番組の制作など地域散策を軸とした魅力の共有化を図ります。

3. 「健康都市」※実現に向けた「学び」

- ◆市民のライフスタイルとして「ワーク・ライフ・スタディ・バランス」を確立するために、地域・家庭におけるバランスのとれたライフスタイルの確立に向けた意識付けを目的とした講座・ワークショップなどの開催とあわせて、企業などへの働きかけを行い、地域社会全体の課題として取り組みを進めます。
- ◆子どもから高齢者までもが地域で活躍し、生きがいを感じる居場所づくりのために、子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、だれもが地域に参画して生きがいを感じる「居場所づくり」を推進します。
- ◆体力づくりや健康づくりのきっかけとして、ウォーキングやラジオ体操など、日常生活の中で、子どもや大人までが気軽にスポーツや運動を楽しむ環境づくりを推進します。
- ◆地域の自然環境を誇りに感じ、自然豊かな地域で暮らす生きがいを創出するために、自然公園における体験学習や総合環境研究センターで継続されてきた自然との共生を軸とした持続的発展のための学びを推進します。
- ◆市民の暮らしの質を高めるため、文化芸術を鑑賞・体験する機会や、成果を発表する機会を充実し、市民の自主的な文化芸術活動を推進します。

4. 亀山を愛する心を育む「学び」

- ◆次世代を担う子どもたちの地域愛を育むために、子どもたちの地域学習の起点として、親から子どもへ郷土の歴史を伝える講座等などを開講し、子どもと行きたい場所づくりを検討します。
- ◆地域の学びの成果を活用して、学校における地域学習や総合学習※の支援をすすめるために、人材バンクや講座修了生などの地域の学びの活用によるゲストティーチャーを活用し、学校における地域学習や総合学習の支援を地域全体で推進します。
- ◆子どもたちの地域に関する学びの場として、「博学連携事業」※による「亀山こども歴史館」HPや貸出ユニットなどを充実させるとともに、地域の歴史文化の教材化を支援して、学校における地域学習を推進します。

めざす姿 5 自らを高め、ともに高めあう「学び」

施策の方向

誰もが自らの学びによって自分を高めていく「学びの循環」を深め、市民の一人ひとりが、「教育のまち亀山」を実感できるように、図書館の今後の方向性と連動した市民読書活動の推進や学びの成果によって「学び手」から「学びの提供者」への展開を図り、お互いを尊重することで誰もが活躍できる社会環境づくりを進めます。

基本施策

1. 「教育のまち」亀山の創生

- ◆ 地区コミュニティセンターなどで展開される自らの学びを進めるために、市民大学・中央公民館・地区コミュニティセンターなどの場で実践される学びに対して必要となる環境整備についての課題整理を行います。
- ◆ 地域において子どもを育てるための環境づくりに、学びの成果を生かして多くの市民が子どもの安心安全のための取り組みなどに参画できるしくみをつくることで、市民全体に「教育のまち」との意識醸成を図ります。
- ◆ 子どもの基本的生活習慣の確立と自己肯定感の向上を図るため、家庭での教育環境の確立に向けた学びや意識の向上などの取り組みを推進します。

2. 市民読書環境の整備

- ◆ 市民が身近に読書を親しむ環境づくりのために、市立図書館を核として地区コミュニティセンターや学校などでネットワークを構築し、いつでも読書に親しむ環境づくりを推進します。
- ◆ あらゆる世代が読書に親しむ環境を創出し、交流が生まれる新しい学びの展開を図るために、図書館においてさまざまな学びを展開するしくみを構築するうえで必要となる諸方策を「市民読書計画」として策定します。
- ◆ 「人みがき」の一環として、市民の積極的な読書活動と読んでほしい図書の充実を図るために、図書館の蔵書計画を策定するとともに、それに基づいた図書の充実を推進します。

◆次世代を担う子どもたちの豊かな心と生きる力を育むために、「子ども読書活動推進計画」に基づいて、ブックスタート*やファミリー読書リレー*などとあわせて、子ども図書ユニットを活用した図書館と学校図書館の連携体制を確立します。

◆市民読書活動を推進し、地域社会にとって求められる図書館像について検討し、今後の図書館の整備運営の方向性を定め、その具現化に向けた取り組みを進めます。

3. 「学び」により自らを高めるしくみづくり

◆関係機関と連携して一人ひとりが人権についての正しい知識を持ち、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の精神が日常生活の中で生かされる地域社会づくりのための学びを推進します。

◆中央公民館講座などの修了後も学びを深めるため、中央公民館講座等の修了生が引き続き学びを継続できるように講師の開講情報の提供やサークル参加希望者の集約とサークルへの紹介、会場のあっせんなどの支援を行います。

◆学びの成果を社会に還元し、さらなる人間成長を支援するために、一人ひとりの年齢や経験に応じたさまざまな「人みがき」のための実践行動に結びつく、ボランティア養成講座やまちづくり協議会等が主催する地域づくり講座などの学びのメニューの開催に向けて相談や調整などの支援を行います。

◆一人ひとりの学びの成果によって個々の人格を高めるために、ボランティアや地域づくりへの参画など年齢に応じた学びの成果による地域社会への実践活動を推進します。

4. 「個」が生かされる地域社会づくり

◆自らが学びの提供者となって地域の学びを支える人材を育成するために、人材バンクを生かして、さまざまな分野の個々の学びの場を創出し、自らを高めるとともに、学び手から学びの提供主体に展開するしくみづくりを進めます。

◆学びの成果を生かした地域参画を促進するために、地域の課題解決のための公民館出前講座やまちづくり協議会主催講座を活用して、まちづくりに参画する仲間づくりの機会を作る取り組みを行います。

◆地域人材が幅広く活躍できるように、個々の学びの成果を、行政や地域づくりに生かせるよう、行政委員などに積極的に委嘱するしくみづくりや働きかけを検討する。

◆一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくりに向けて、市民大学における学びの成果を生かしてさまざまな地域での取り組みに対する評価指標を設定し、その評価を行う地域アセッサー*などの人材活用制度の導入を検討します。

第3章 生涯学習計画の推進に向けて

1. 推進体制

(1) 生涯学習推進会議

本市における生涯学習の総合的な推進を図るため、教育長及び社会教育関係団体の代表者、学識経験者や庁内の関係部署の職員等により構成する「生涯学習推進会議」が中心となって生涯学習計画や生涯学習推進の施策に係る検討や見直しを行います。

(2) 検討部会

生涯学習推進会議の中に小学校、中学校、幼稚園、保育所、中央公民館や庁内の関係部署の職員等で構成する「検討部会」を設置し、生涯学習計画及び体制の整備に係る事項を調査研究します。

2. 県及び生涯学習機関との連携強化

生涯学習計画の推進にあたっては、県及び生涯学習機関（大学、社会教育関係団体、民間教育事業者、NPO等）や地域まちづくり協議会などの地域団体との連携を強化し、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で積極的に協力する体制を構築します。

3. 計画的な展開

生涯学習社会の実現をめざすためには、幅広い分野において継続的にこの計画の推進に努めなければなりません。そのためには、生涯学習推進会議や社会教育委員会等々の場で事業の進捗状況を報告し、適正な進行管理に努めます。

進捗管理は、5つの「めざす姿」に設定した評価指標に向けた取り組み状況について、年度ごとに生涯学習推進会議で総括的に計画の進行状態を審議し、必要な助言を受けます。

また、基本施策にかかる具体的な施策については、さまざまな部局で展開する関連施策が進めば、生涯学習計画自体も進んでいるという考え方のもとで、推進会議検討部会を通じて事業進捗の情報を集約して、生涯学習室が担当部室などと調整を行うも

のとします。

さらに、基本計画の見直し時においては、市民に対するアンケート調査を行い、ニーズ把握に努めるとともに、生涯学習推進会議、検討部会を開催し、事業の実施効果等を検証します。

4. 評価指標

(1) 評価指標の考え方

本計画をより実効的に進捗させ、計画の目標を達成するためには、従来からの施策体系と並列して、明確な評価体系を構築する必要があると考えます。

まず、基本施策ごとに評価指標を設けます。これは、基本施策の実践の結果として、具体的な到達点を数値化したものです。そのうえで、めざす姿に対する評価指標を設けます。評価指標は、例えば講座に何人が受講したとか、何回講座を開催したとかといった取り組み（アウトプット）*ではなく、学びにより亀山市の魅力が市民に共有されているといったような状況（アウトカム）*を設定して、より実効的な進捗管理をおこなうものです。

これは、これまで行政計画では、施策ごとの設けられた数値目標のみによって実績評価を行う方法がよく使われてきました。ただ、この数値を達成することが、どのような観点から目標達成とみなせるかの理論根拠を示すことが難しく、施策全般の評価に統一性を欠き実効性の検証が難しいことが課題として挙げられており、より実効性を求めるために、「望まれる状況が実現しているか」を最終的な評価の指標としたものです。

また、基本施策にかかる具体的な施策の個別事業の進捗管理と成果指標は、総合計画などとの一体性を持たせるために、全庁的に取り組んでいる事務事業評価シートを準用します。すなわち、個々の事業が目標どおり進めば、生涯学習計画の施策も進捗すると考えるものです。

(2) 「めざす姿」ごとの評価指標

生涯学習計画の実効的な展開のために、「めざす姿」ごとにどのような地域社会の状態が創り出されることが望ましいのかを示したものです。また、5年間の評価指標は、計画期間内において「めざす姿」を具現化するために進めた基本施策や具体的な施策の結果として展開している、その状況を判断するための具体的な動向です。

本計画では、生涯学習のさまざまな施策の実践によって、「めざす姿」が実現しているとみなせる定性的な状態を評価指標としています。

また、その定性的な状態を創り出すための施策展開の状況を示す、基本施策の評価指標については基本として定量的なものとし、年度ごとに進行状態を確認していくものとします。この目標数値の算出には、平成 23 年度策定の生涯学習計画における「成果目標」数値の実績伸び率の平均値である 1.36 を基本係数としています。

なお、基本施策にかかる具体的な施策の評価判断事例は資料として別途に集約します。

1 まちの魅力を知り、まちの魅力を磨く「学び」	
「めざす姿」によって 創り出される状態	5 年間の評価指標
自然・歴史文化を軸とした「まちの魅力」が共有され、それを起点としてさらなる学びがさまざまなステージで行われている	平成 33 年度末までに、自然と歴史文化に関する講座や学習会が公民館講座・市民大学・行政講座・地域の自主的開催講座のすべてにおいて開催されている。

【基本施策ごとの評価指標と成果指標】

番号	基本施策	基本施策の評価指標と成果指標
1	まちの魅力を共有する「学び」の推進	地域における歴史文化の学びの機会への参加者総数 平成 27 年度参加者数 3,461 人⇒平成 33 年度目標人数 4,700 人
2	まちの魅力を磨く「学び」の展開	地域を素材とした市民ミュージカル公演の観覧人数 平成 27 年度観覧人数 630 人⇒平成 33 年度目標人数 860 人
3	まちの魅力を共有する情報ツール構築	公民館講座・行政講座・市民大学講座・民間等開催講座・サークル情報・人材バンク・周辺域開催講座・イベント開催情報・市の魅力共有情報・生涯学習関連施設情報の 10 項目のうちの一元的発信項目数 平成 27 年度 2 項目⇒平成 33 年度 10 項目

2 子育てを楽しみ、子育てを支える「学び」	
「めざす姿」によって 創り出される状態	5年間の評価指標
子育て世代と子育てを支援できる世代を学びによってつなぎ、それぞれが子どもたちのために何をなすうかを考えて、実践行動を行っている	平成33年度末までに、公民館講座・家庭教育出前講座受講生を軸とした子育てサークルが誕生し、活動を開始している

【基本施策ごとの評価指標と成果指標】

番号	基本施策	基本施策の評価指標と成果指標
1	発達段階に応じた家庭・地域の学びの展開	年度ごとの家庭教育出前講座受講人数 平成27年度受講者数941人⇒平成33年度目標人数1,270人
2	地域で支える子育ての学びの展開	放課後子ども教室に対するボランティア参加者の延べ人数 平成27年度のボランティア参加人数10,176人⇒平成33年度目標人数13,800人
3	子育てに関連した学びの情報の一元化	家庭教育啓発刊行物・市域における子育て学習情報を紹介するHPの構築・発信 平成27年度未着手⇒平成33年度までにHPが構築発信されている。
4	『亀山っ子』市民宣言の具現化	市民アンケートにおける『亀山っ子』市民宣言の市民認知度 平成27年度度の認知度18.9%⇒平成33年度における目標認知度25%

3 地域に根差した人材を育む「学び」	
「めざす姿」によって 創り出される状態	5年間の評価指標
地域人材育成のために、中央公民館を起点として、市民大学を学びの頂点とする「市民大学キラリ」の体制が構築されている	平成30年度までに、市民大学キラリの体制が確立された第1期のカリキュラムが継続的に開講されている。

【基本施策ごとの評価指標と成果指標】

番号	基本施策	基本施策の評価指標と成果指標
1	市民大学キラリの再構築	中央公民館出前教室における地域の魅力や課題をテーマとした講座等の開催地域数 平成 27 年度 12 地区での開催⇒平成 33 年度に全 22 地区での開催
2	学びの成果を生かした人材づくり	市民大学における地域の学びカリキュラムの自然環境・歴史文化・地域と家庭教育・健康づくり・地域創生分野別講座数 平成 27 年度未実施⇒平成 33 年度各分野 2 講座
3	地域ブランドの創出に参画する人材育成	市民大学における地域ブランドや地域産業の創出に関する講座数 平成 27 年度未実施⇒平成 33 年度 2 講座
4	高等教育機関との連携	高等教育機関との連携において地域人材育成の研究対象として抽出されている地域課題の項目数 平成 27 年度未実施⇒平成 33 年度 2 項目

4 地域を愛し、亀山を誇れる「学び」

「めざす姿」によって 創り出される状態	5 年間の評価指標
地域課題に即した「学び」によって、数多くの市民が参画する地域活動が今まで以上に展開されている	平成 33 年度に実施する生涯学習市民アンケートなどによって、講座や学習会の参加者の過半数以上が地域活動への参画意欲を持っている

【基本施策ごとの評価指標と成果指標】

番号	基本施策	基本施策の評価指標と成果指標
1	多様な地域活動を伸ばす「学び」	市民講座の受講生によって結成された学習活動の企画運営グループ数 平成 27 年度 2 グループ⇒平成 33 年度 4 グループ
2	自然・歴史文化を伝える「学び」	夏休みなどの機会を利用した親子地域探訪学習会の開催回数 平成 27 年度 2 回⇒平成 33 年度 4 回

3	「健康都市」実現に向けた「学び」	市民大学における自然との共生を軸とした持続的発展のための講座数 平成 27 年度未実施⇒平成 33 年度 2 講座
4	亀山を愛する心を育む「学び」	スクールミュージアムの市内全小中学校における開催 平成 27 年度まで 3 校⇒平成 33 年度までに 10 校

5 自らを高め、ともに高めあう「学び」	
「めざす姿」によって 創り出される状態	5 年間の評価指標
一人ひとりの年齢や立場に即した「学び」の実践とその成果により自らを高めるしくみづくりが進められている	平成 33 年度末までに、地域まちづくり協議会や団体などが、地域課題をテーマとした講座や学習会を自主的に複数回開催している。

【基本施策ごとの評価指標と成果指標】

番号	基本施策	基本施策の評価指標と成果指標
1	「教育のまち」亀山の創生	市民大学や公民館講座等による子育て支援・家庭教育支援に関する人材育成プログラムの修了生延べ人数 平成 27 年度未実施⇒平成 33 年度までに 20 人
2	市民読書環境の整備	地域ごとの市民読書活動の展開に向けて協議や意見交換を行った地域まちづくり協議会数 平成 27 年度未実施⇒平成 33 年度 22 地区
3	「学び」により自らを高めるしくみづくり	地域まちづくり協議会や団体などによる地域講座の自発的開催にむけて意見調整をした地域まちづくり協議会数 平成 27 年度 3 地区⇒平成 33 年度 22 地区
4	「個」が活かされる地域社会づくり	市民大学や公民館による地域課題解決のために講座を契機に結成された地域活動団体数 平成 27 年度未実施⇒平成 33 年度 3 団体

資料編

【資料1】策定経過

年月日	事項
平成28年5月6日	検討部会の設置
平成28年6月1日	第1回 亀山市生涯学習推進会議検討部会 ・生涯学習計画の内容と骨子について
平成28年6月22日	第1回 亀山市生涯学習推進会議 ・亀山市生涯学習計画の見直しについて
平成28年7月5日	第1回 社会教育委員会 ・生涯学習計画の見直しに関する事項について
平成28年8月5日	庁議 ・生涯学習計画の方向性（骨子案）について
平成28年8月10日	教育委員会第5回臨時会 ・生涯学習計画の方向性（骨子案）について
平成28年9月27日	市議会教育民生委員会協議会 ・生涯学習計画の方向性（骨子案）について
平成28年10月21日 ～11月11日	検討部会における意見調整
平成28年11月16日	第2回 亀山市生涯学習推進会議 ・生涯学習計画（素案）の内容協議
平成28年11月28日	第2回 社会教育委員会 ・生涯学習計画（素案）の内容協議
平成28年11月22日 ～12月19日	生涯学習推進会議・社会教育委員会における意見調整
平成28年12月28日	教育委員会協議会 ・生涯学習計画（素案）の内容協議
平成29年1月11日	庁議 ・生涯学習計画（素案）について

平成 29 年 2 月 8 日	市議会教育民生委員会協議会 ・生涯学習計画（素案）について
平成 29 年 2 月 13 日 ～ 3 月 14 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 3 月 24 日	第 2 回 亀山市生涯学習推進会議 ・生涯学習計画（最終案）の内容協議
平成 29 年 3 月 24 日	教育委員会定例会 ・生涯学習計画の策定
平成 29 年 3 月 28 日	第 3 回 社会教育委員会 ・生涯学習計画の内容確認 ・今後の展開方法

【資料2】亀山市生涯学習推進会議要綱

(設置)

第1条 市における生涯学習の総合的な推進を図るため、生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進の施策に係る総合的な調査研究に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画及び体制の整備に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる委員15人以内で組織する。

- (1) 教育長
- (2) 社会教育団体の代表者
- (3) 別表第1に掲げる市職員
- (4) その他亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者

2 前項第2号から第4号までの委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は教育長を、副会長は教育長の指名する委員をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

5 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第6条 推進会議は、その補助機関として、検討部会を置く。

2 検討部会は、生涯学習推進計画及び体制の整備に係る事項を調査研究し、その結果を推進会議に報告するものとする。

3 検討部会の部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育次長

(2) 別表第2に掲げる室等の職員のうちから会長が指名する者

(3) その他関係機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する者

4 検討部会に部会長を置き、教育次長をもって充てる。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 検討部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生涯学習室において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則(平成18年3月31日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月16日)

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附 則(平成19年3月26日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(平25. 3. 29・全改)

市民文化部長 健康福祉部長 環境産業部長 教育次長 文化振興局長

別表第2 (第6条関係)

地域づくり支援室 文化スポーツ室 共生社会推進室 まちなみ文化財室 歴史博物館 長寿健康づくり室 環境保全室 森林林業室 商工業振興室 農政室 学校教育室 教育研究室 生涯学習室 図書館
--

【資料3】亀山市生涯学習推進会議委員名簿

(平成28年9月1日現在 敬称略)

氏名	区分	備考
東福寺 一郎	その他	三重短期大学学長 オブザーバー
横山 幸司	その他	滋賀大学社会連携研究センター教授
高橋 均	社会教育団体の代表者	社会教育委員
廣森 勲	社会教育団体の代表者	亀山市地域まちづくり連絡協議会
深津 俊子	社会教育団体の代表者	亀山市芸術文化協会
谷北 俊彦	社会教育団体の代表者	亀山市体育協会
不破 為和	社会教育団体の代表者	亀山市青少年育成市民会議
久山 光子	社会教育団体の代表者	亀山市婦人会連絡協議会
川戸 正則	その他	文化会館館長
服部 裕	教育長	
坂口 一郎	市職員	市民文化部長
嶋村 明彦	市職員	文化振興局長
佐久間 利夫	市職員	健康福祉部長
西口 昌利	市職員	環境産業部長
大澤 哲也	市職員	教育次長

【資料4】亀山市生涯学習推進会議検討部会部員名簿

(平成29年1月1日現在 敬称略)

氏名	役職名	室(館)名
大澤 哲也	教育次長	教育委員会
田部 桂子	主査	地域づくり支援室
小林 恵太	室長	文化スポーツ室
中森 忠幸	主査	共生社会推進室
山口 昌直	室長	まちなみ文化財室
中川 由莉	主任主事・学芸員	歴史博物館
宮村 真帆	主査	長寿健康づくり室
駒田 卓也	主査	環境保全室
近藤 美文	主任主査	森林林業室
福本 亜紀	主査	商工業振興室
木戸 将文	主任主査	農政室
中原 博	室長	学校教育室(～平成28年12月14日)
伊藤 早苗	健康福祉部子ども総合センター長(兼)教育委員会事務局 参事(兼)学校教育室長	学校教育室(平成28年12月15日～)
伊達 弘	室長	教育研究室(～平成28年8月30日)
若林 知穂	主任主査	図書館
亀山 隆	室長	生涯学習室

※教育研究室長は平成28年8月31日より教育次長が兼務

【資料3】亀山市社会教育委員名簿

(平成28年4月1日現在 敬称略)

氏名	区分	備考
高橋 均	学識経験のある者	
駒田 聡子	学識経験のある者	皇學館大学教育学部教授
伊藤 淳彦	社会教育の関係者	子ども会育成者連絡協議会事務局長
河原 孝	学識経験のある者	元三重県生涯学習センター長
澤田 治子	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	
豊田 康子	社会教育の関係者	
笠井 裕也	学校教育の関係者	小中学校校長会

【資料6】用語の説明

	頁	用語	説明
【あ】	19	IT市史	亀山市の歴史について、デジタルデータで構成し、さまざまなニーズとメディアに対応できるかたちで作った市史です。亀山市が全国に先駆けて編さんし、平成23年4月から歴史博物館HPで公開しています。
	33	アウトカム (アウトカム指標)	事業の評価において、施策・事業の実施により発生する効果・成果を表す指標を言います。 例えば、「地域参画のための学びの推進」という施策を構成する「講座の開催」という事業があるとすれば、「講座を計画期間内に何回開催する」というのが「アウトプット」であり、その成果として、「学びにより地域参画意識が高まる」ということが「アウトカム」です。 これまでは、事業を（アウトプット）を表す指標を用いて施策や事業の評価を行うことが一般的でしたが、近年はアウトカム指標を用いて事業評価を行うことが一般的となっています。
	33	アウトプット (アウトプット指標)	一般的には、コンピューターなどにおける出力を言いますが、本計画においては、施策を実施することによって直接発生した講座の開催数や受講者数など、成果物・事業量を判断する直接的な指標を言います。
【か】	8	亀山市東海道歴史文化回廊	地域の歴史・文化・自然などを地域の中で生かされる資産ととらえ、その歴史文化資産を、市内を東西に横断する「東海道」を基軸に、人々の興味と関心の湧くさまざまなストーリーでつなぎ、日常の暮らしや活動の中で守り活かしていくことで、歴史文化資産のネットワークをつくりあげて市域全体に一体感を醸成していくしくみです。平成18年度に基本方針、翌年度に整備基本計画が策定されています。
	5	亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、少子高齢化による人口減少や地域間格差などの課題に対処するため、今後5ヶ年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定されました。この総合戦略を踏まえて、地域ごとに総合戦略を策定することが努力義務として規定され、平成28年に地域経済の活性化や移住定住促進などを重点的に取り組む亀山市の総合戦略が策定されました。
	8	亀山市歴史的風致維持向上計画	「歴史的風致維持向上計画」は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：「歴史まちづくり法」）に基づいて、歴史的風致の維持・向上をめざす市町村が策定するもので、計画が国から認定されると、国からの支援を受けながら、歴史まちづくりに係るさまざまな取り組みを進めることができるしくみです。平成20年度に「亀山市歴史的風致維持向上計画」が、金沢市（石川県）、高山市（岐阜県）、萩市（山口県）、彦根市（滋賀県）の4市とともに、法施行後の第1回認定を受けました。
	4	『亀山っ子』市民宣言	市民レベルで、大人の行動指針となる「子ども像」を策定し、家庭や地域をはじめ青少年の育成団体が共通の目標をめざしながら市民総ぐるみで子どもを育成しようとする市民宣言。（平成20年6月策定）

【か】	4	かめやま文化年事業	市内各所で開催している文化に関する行事・イベント等を一過性に終わらせず、また通例化させないために、平成 26 年度・29 年度・31 年度にまちをあげて、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催する「かめやま文化年プロジェクト」の取り組みです。
【き】	4	教育大綱	教育大綱とは、平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を図って市長が策定します。
【け】	27	「健康都市」	健康都市とは、健康を支える物的および社会的環境を創り、向上させ、そこに住む人々が相互に支えあいながら生活する機能を最大限に活かすことのできるように、地域の資源をつねに発展させる都市のことです。亀山市は、世界各地における健康都市に関する国際的な取り組みを基礎にしたネットワークである健康都市連合に平成 22 年に加盟しています。
【こ】	21	子育ての宝箱	公民館において行われてきた家庭教育講座をリニューアルして平成 19 年度から継続的に開催されています。食育・運動・親子コミュニケーションなど、子育てに関する親の学びの場の機会となっています。
	5	コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
【し】	20	シティガイドブック	亀山市とはどのようなところなのかを知り、その魅力を共有し、市内外に発信するための小冊子です。 この取り組みにあたっては、この小冊子を起点として、「地域みがき人キラリプロジェクト」において「発信」と「磨き」を新たな学びとして展開するものです。
	20	シティプロモーション (亀山市シティプロモーション戦略)	シティプロモーションとは、「まちを好きになってもらい選んでもらえるように内外に売り込む」活動で、まちの魅力を発掘・創出し、市のイメージをブランド化して市内外へ発信する戦略です。亀山市では、平成 27 年 2 月に策定された「亀山市のシティプロモーションの基本的な考え方」に基づいて、本市が持つ魅力、その発信方法、推進体制などを平成 29 年 3 月に策定しています。
	24	「市民大学キラリ」 (かめやま市民大学キラリ)	平成 23 年度から平成 28 年度まで、未来の亀山の魅力ある「まちづくり」をめざして、「環境・健康・文化」の 3 つを柱とする「かめやま市民大学キラリ」を亀山市総合環境研究センターにおいて開講しました。 本計画における「市民大学キラリ」は、平成 28 年度までの実績を受けて、地域で活躍できる人材の育成を主眼とした学びを展開する場として構築するものです。

【し】	25	社会関係資本 (ソーシャルキャピタル)	ソーシャルキャピタルとも言います。お互いの信頼に基づいて、さまざまな団体や人が交流し、地域社会への参画が行われていることを示す考え方です。社会関係資本が豊かなほど、人々が協力して地域課題などへの取り組みが活発になり、治安、経済、健康、幸福感などが効率的に高まるとされます。
	3	生涯学習フェスティバル	公民館講座やサークル活動における学びの成果の発表の場として、平成5年度から開始されました。平成25年度に、サークル活動の成果発表は市文化祭に移行し、平成27年度にめざすべき成果をあげたものとして終了しました。
	4	新教育委員会制度	平成26年6月に公布された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」による教育委員会に関する制度改革です。主な内容として、①首長による大綱の策定、②総合教育会議の設置、③教育長と教育委員長を一本化した新たな教育長の設置、④教育委員会のチェック機能の強化などがあります。
【そ】	26	ソーシャル・ビジネス	さまざまな地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業などさまざまな主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組みをいいます。この取り組みをより小さな単位で進めることをコミュニティ・ビジネスといいます。
	27	総合学習	学校における「総合的な学習の時間」のことで、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考えて判断し、問題を解決する能力を育てることなどをねらいとする学習の在り方です。
	4	総合教育会議	平成26年6月に公布された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、地域の教育課題などに十分な意思疎通を図って教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場です。
【ち】	29	地域アセッサー	広く認識されている定義はありませんが、本計画においては、地域まちづくり協議会などの団体が行う地域活動に対して評価を行う人材を言います。
	24	地域コーディネーター	広く認識されている定義はありませんが、本計画においては、地域コーディネーターとは、地域資源や魅力を掘り起こし、さまざまな学習の機会やビジネスを創出したりしながら、人と人をつないで地域の活性化を図る人材を言います。
	25	地域ブランド	地域の魅力や特徴を活かして生み出される商品やサービスのことで、厳密には、特許庁の地域団体商標や農林水産省の地理的表示保護制度、もしくはそれに登録されたものを意味しますが、本計画では、地域そのものの魅力や価値の全体をさします。
【は】	27	博学連携	博物館等と学校教育とが連携して、未来を担う子どもたちが郷土の歴史文化を学習する一助となるような取り組みです。
	28	ファミリー読書リレー	リレーでバトンをつなぐように、家族から家族へと本を読みつないでいく亀山市独自の取り組みです。家族で同じ本を読み、読んだ本について話をする、読書を介して、家族や参加した家族間のコミュニケーションを図ることにより、子どもの読書習慣を培うことを願っています

【い】	28	ブックスタート	赤ちゃん訪問などの機会を活用して、0歳児に絵本を贈って、絵本の読み聞かせを通じて赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育むための取り組みです。
【ほ】	9	放課後子ども教室	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、学校の校庭や教室等を活用して、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組です。
	9	放課後子ども総合プラン	全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を通じた「居場所づくり」を進めるために、厚生労働省及び文部科学省が連携して、平成26年に策定した児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備充実の方針です。
	21	保幼小中連携プログラム	就学前の子どもに対して、小学校以降の生活や学習の基盤づくりを進めるために、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が互いの教育方法、教育内容を理解したうえで、それぞれが主体的に進める取り組みのことで、生涯学習の視点では、家庭・地域・保育所・幼稚園・認定こども園・学校がお互いに支え合い、つながりあって子どもに対して共通するプログラムを実践することも含んでいます。
【り】	25	リカレント教育	リカレントとは「回歸する、循環する」という意味で、OECD（経済協力開発機構）が提唱した生涯学習の考え方です。従来のように学校の卒業後に就労という方向だけでなく、就労後も必要に応じて学校で学びできるようにするもので、生涯にわたって教育機会が提供されるしくみをいいます。本計画では、高等学校や大学における社会人への学びの提供も、リカレント教育に含んでいます。
【わ】	5	ワーク・ライフ・スタディ・バランス	仕事と生活と学びを調和させることで、学びの成果を生かして一人ひとりが充実感を持ちながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方が実現できることをめざす考え方です。

【資料7】『亀山っ子』市民宣言

「『亀山っ子』市民宣言」とは？
地域の誰もが、亀山市の子どもたちが「こんな人に育ててほしい」と願いをもっています。

この願いのために、平成20年に亀山市青少年育成市民会議で採択されたものが、6か条からなる「『亀山っ子』市民宣言」です。

「市民宣言」って何するの？

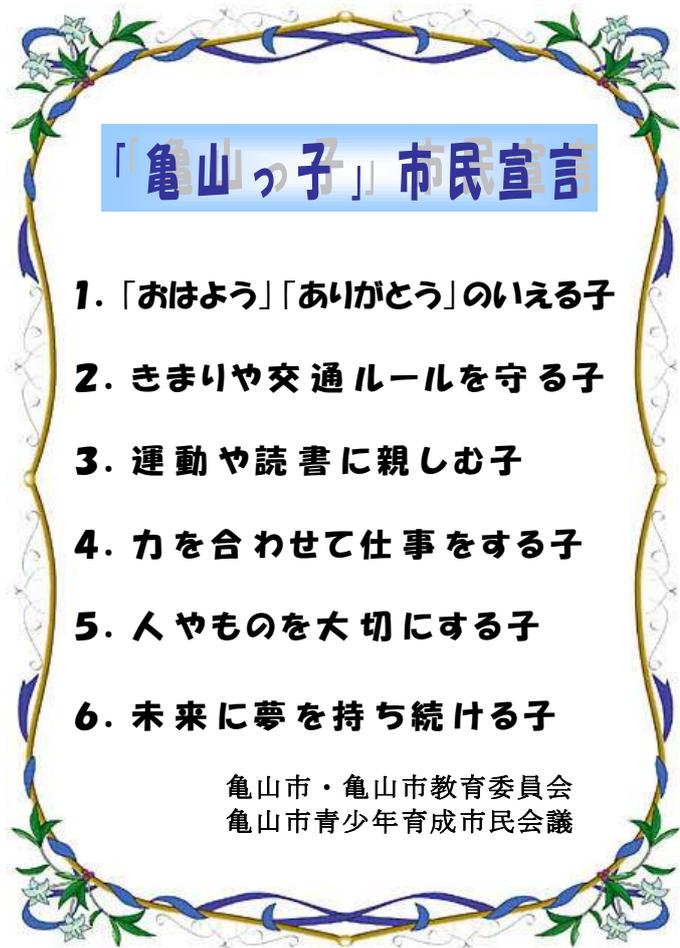
「市民宣言」に示された子どもの姿は、どれも「当たり前」のことばかりです。

でも、それは子どもたちに将来1人の人間として生きていくための基礎となる「チカラ」を身につけて欲しいとみんなが願っているのです。

理想とする子どもを育てるためには、ご家族や地域、保育所・幼稚園・学校や行政を含めたすべての「市民」それぞれが、なにができるか、なにをすべきかを考えて行動しなければなりません。その行動の結果として、子どもたちに人間として必要な「チカラ」がついていきます。

また、ご家族を含めた「市民」一人ひとりも、理想となる子どもを育てるための行動をとって人間として成長します。ご家族のみなさんや地域の方々すべてが成長して光り輝けば、さらにお子様を高いレベルに育て大きな「チカラ」がうまれます。

子育てを楽しみながら、みんなが成長してゆくという、大人の行動指針が「『亀山っ子』市民宣言」の持つ意味です。



亀山市生涯学習計画

平成 29 年 3 月

発行：三重県亀山市

編集：亀山市教育委員会事務局 生涯学習室

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5057 FAX 0595-82-6161

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/kyouiku/>

